

地方公共団体における「わたり」の状況

「わたり」とは

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと

(例) 級別職務分類表等において、主事を1～2級と格付けているにもかかわらず、級別職務分類表等を越えて、主事を3級に格付けている

- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること

(例) ・級別職務分類表等において、主事を1～4級と格付けている（国の場合、3～4級は係長級）

・主査（国の係長と同等）を3～5級に格付けている

により、給与を支給することをいう。

(参考) 地方公務員法

第24条第1項 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

「わたり」の状況

平成21年4月1日時点で「わたり」の制度がある地方公共団体は219団体 (11.9%)。

区分	制度がある団体数	区分別団体数
全 団 体	219 団体 (11.9%)	1,847団体
都 道 府 県	1 団体 (2.1%)	47団体
指 定 都 市	1 団体 (5.6%)	18団体
市	127 団体 (16.6%)	765団体
町 村	90 団体 (9.1%)	994団体
特 別 区	0 団体 (0.0%)	23団体

※ 割合は、各区分の団体数の合計に対するものである。

総務省は、「わたり」の制度がある地方公共団体に対して、引き続き、適正化を助言。